

# 徳島市危険廃屋解体支援事業補助金交付要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、小規模住宅地区改良事業制度要綱(平成9年4月1日付け建設省住整発第46号。以下「制度要綱」という。)に基づき、徳島市内一円の不良住宅や老朽化した空き屋について、その所有者等が危険な廃屋化した建築物(以下「廃屋」という。)の解体・撤去・処分にかかる工事を行う場合に、予算の範囲内でその経費の一部を助成することにより、市民の安全安心と住環境の改善及び良好な景観の促進を図ることを目的とし、補助金の交付にあたっては、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号)、徳島市補助金等の交付に関する規則(昭和30年規則第14号)及びこの要綱に定めるものとする。

## (用語の定義)

**第2条** この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるもののほか、制度要綱に定めるところによる。

### (1) 補助事業

徳島市がこの要綱に基づき、廃屋の解体に対して補助を行うことをいう。

### (2) 廃屋

周辺住環境を悪化させている放置されたままで危険になっている空き家で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 空き家になって長年(概ね10年以上)放置されたままになっている住宅で、住宅地区改良法施行規則第1条別表第一又は、別表第二、別表第三において、市長が別に定める算出方法により合算した評点が100点以上に相当するもの。

イ 建築基準法第10条第3項に準ずる建築物として市長が解体の必要があると認める建築物。

### (3) 施工者

建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者、及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)第21条第1項による登録を受けた解体工事業者をいう。

### (4) 所有者等

次のいずれかの者をいう。

ア 廃屋の所有者

イ その他市長がアに掲げる者と同等と認める者

(5) 対象経費

住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）により算出した経費をいう。

(6) 空き家判定業務

とくしま地方創生空き家判定マニュアルに基づき、空き家判定士が実施する空き家判定をいう。

(7) 空き家判定士

とくしま地方創生空き家判定士登録要綱に基づき、とくしま地方創生空き家判定士として徳島県に登録された者をいう。

(8) 委託機関

空き家判定士の派遣等の業務を徳島市と委託契約した団体をいう。

**(補助の対象)**

**第3条** この要綱に定める補助事業の対象となる廃屋は、次の各号に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) この要綱以外の助成金交付を受けていない建築物。
- (2) 同一敷地内において、この要綱に基づく事業の助成金交付を受けていない建築物。
- (3) 所有者等が市税の滞納がない建築物。
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していない建築物。

**(補助金の額等)**

**第4条** 補助金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、300,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

**(補助金交付の申請等)**

**第5条** 申請者は、補助対象事業に着手する前に補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家判定業務申込書（様式第2号）
- (2) 建物概要書（様式第3号）
- (3) 建物の所有者が確認できる書類
- (4) 建物の付近見取り図
- (5) 所有者の同意書（申請者と所有者が異なる場合）
- (6) 事業計画書（様式第4号）

- (7) 見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）
- (8) 建物の全景写真及び工事予定箇所の現況写真
- (9) 図面（配置図、平面図）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 市長は、前各項の申請があったときは、その審査をし、適当と認められたものについて補助金の交付の決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

#### （変更、中止又は廃止）

**第6条** 申請者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の額に変更があるときは、補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に提出書類のうち変更のあるもの、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、補助金変更決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

#### （事業の着手）

**第7条** 補助対象事業の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

2 空き家判定業務の着手は、空き家判定業務選定結果通知後に行わなければならない。

#### （空き家判定業務の実施）

**第8条** 市長は、第5条第3項の補助金の交付決定又は第7条第2項の空き家判定業務選定結果を通知したときは、委託機関へ空き家判定士の派遣を依頼できるものとする。

2 空き家判定士は、申込みのあった空き家住宅へ訪問し、空き家判定業務を実施する。

3 委託機関は、空き家判定士が実施した空き家判定業務結果の書類を審査した後、市長へ報告するものとし、補助事業者に対し、空き家判定士を通じて報告するものとする。

### (事業の完了報告)

**第9条** 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了報告書(様式第8号)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しその検査を受けなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し(解体工事を行った業者が発行したもの)
- (3) 工事写真(施工前、竣工及び分別解体等の補助対象事業の内容が確認できるもの)

2 市長は前項の規定による事業完了報告書を受領したときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付)

**第10条** 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 申請者は前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

### (補助金の返還)

**第11条** 市長は補助金の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

### (書類の保管)

**第12条** この事業に関する書類は、事業完了後5年間保存するものとする。

### (補助金に係る消費税仕入控除税額の報告)

**第13条** 事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、次に掲げる書類を速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額報告書(様式第10号)
- (2) 補助金返還相当額の積算内訳等
- (3) 消費税確定申告書の写し

2 市長は、前項の報告があった場合で、補助金返還に相当する場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

**第14条** この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。